

パブリックコメント手続実施要項

案 件 の 名 称	第四次箕面市子どもプラン
パブリックコメント手続的 実 施 の 目 的	第四次箕面市子どもプランの内容について、広く市民の声を聴くため
実 施 部 局 名	箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局
(問 い 合 わ せ 先)	教育政策室 (電話:072-724-6762)
パブリックコメントの 対 象 と な る 資 料	(1) 第四次箕面市子どもプラン(案) (2) 第四次箕面市子どもプラン(案)概要
閲 覧 方 法 と 閲 覧 場 所	(1) 市ホームページ (http://www.city.minoh.lg.jp/) (2) 子ども未来創造局 教育政策室 (箕面市役所 別館3階) (3) 行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階) (4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5) 総合保健福祉センター(みのおライフプラザ) (6) 中央生涯学習センター、東生涯学習センター、西南生涯学習センター、みのお市民活動センター、らいとびあ21、桜ヶ丘人権文化センター ※(2)～(5)は、月曜日～金曜日の8時45分から17時15分まで ※(6)は、各施設の開館日、開館時間中
意 見 等 の 提 出 期 間	令和2年(2020年)6月1日から6月21日まで(郵便の場合は必着)
意 見 等 の 提 出 方 法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (〒562-0003 箕面市西小路4-6-1 箕面市役所 教育政策室) (3) ファクシミリによる送付(072-724-6010) (4) 電子メールによる送付(edupolicy@maple.city.minoh.lg.jp) ※閲覧場所の窓口意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)
意 見 等 を 提 出 可 能 な 方	(1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体
意 見 等 を 提 出 す る 際 の 必 要 記 載 事 項	(1) 意見を提出しようとする素案の名称 (2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(5)に該当するかたにあつては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあつては、団体名及び団体事務局所在地) (3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
提 出 さ れ た 意 見 等 及 び 市 の 考 え 方 の 公 表 方 法	「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。 公表期間: 令和2年(2020年)6月から7月頃 ※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。
備 考	